

平成26年10月1日からスタート!!

「空き家等の適正管理に関する条例」・「快適環境づくり条例」により安全で安心・快適な環境づくりを進めます。

町では、生活環境の保全と町民の安全で安心な暮らしを確保し、快適な環境づくりを推進するため、「空き家等の適正管理に関する条例」と「環境美化推進条例」を制定し、10月1日から運用を開始いたします。広報にしあいづ7・8月号でそれぞれの内容をお知らせしましたが、よりわかりやすく内容を冊子にまとめましたのでご覧ください。



西会津町

○「空き家等の適正管理に関する条例」の概要

近年、人口減少や少子高齢化が進み、家族形態の多様化などにより空き家等が増加し、老朽危険な空き家の倒壊等による事故が発生するなど、全国的な問題となっています。

本町においては、現段階で具体的な事故等の事例はありませんが、適正な管理がされていない空き家等が増えてきており、万一、**管理が行き届いていない空き家等の放置により、事故が発生して他人に損害を与えた場合は、空き家等の所有者等が責任を負わなければなりません。**

このようなことから、空き家等の所有者に適正な管理を促し、その建物等の管理不全な状態になることを防止するために、「**空き家等の適正管理に関する条例**」を定め、平成26年10月1日から本条例をスタートすることにいたしました。

空き家等とは？

条例で対象となる『空き家等』とは、居住していない又は使用していない常時無人の「建物」や、住宅地の使用されていない「土地」をいいます。

いずれも、常に適正な維持管理が行われていないものを対象としています。

所有者等の責務とは？

所有者等は、その社会的責任を自覚し、自らの「責任」及び「負担」において空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正に維持管理をしなければなりません。

※管理をせず他人に損害を与えた場合には、所有者等が損害倍書などの管理責任を問われることになります。

対象となる空き家等とは？

町民等の生命、身体、財産に被害を及ぼす『建物等』や、住宅地の空き地で雑草などが放置され、周辺的生活環境に害を及ぼす『空き地』をいいます。

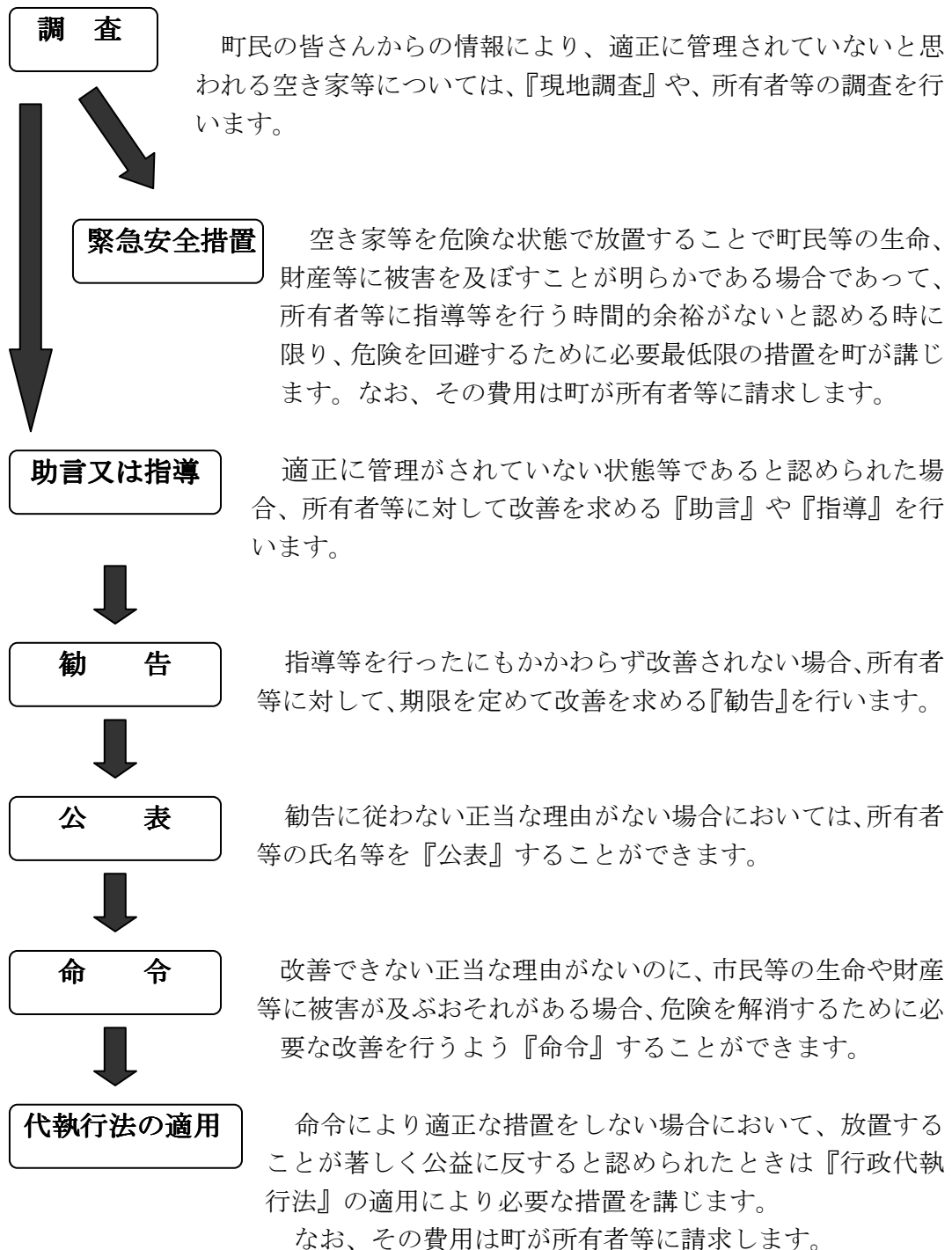
助成（補助）

あくまでも空き家等の**所有者等が、町からの助言・指導や勧告に基づき自ら対策を行うことが基本**ですが、より実効性を高めるため、各種条件等を踏まえ所有者が行う解体などの費用の1/2、50万円を限度に町が助成できることを決めました。

なお、**本助成については、すべての解体について該当するものではありません。**

対象となる空き家等への対応

町では、適正に管理されていない状態等と認められる空き家等の所有者等に対して、次の手順により、指導や命令等の措置を行います。



西会津町空き家等の適正管理に関する条例逐条解説

(1) 目的

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

この条例は、本町の総合計画・実施計画の3本柱の一つである『人と自然にやさしいまちづくり』の中の「災害に強い安全安心の町づくりの推進」に基づき、危険な状態にある空き家等に係る対策及び手続を定めるものです。

(2) 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町の区域内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地（原則として農林業用地を除く。）をいう。
- (2) 危険な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア 老朽化若しくは豪雪、台風等の自然災害により、建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定の者に建物その他の工作物若しくはその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態
 - ウ ねずみ族、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態
- (3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。

- ① 問題となる可能性の高い空き家等は、主に常時無人である建物その他の工作物及びその敷地です。また、主に住宅地の空き地で雑草など繁茂して放置されているものなども周囲の生活環境に害を及ぼしている場合があることから、空き家等の範疇に含めて、条例の対象としました。

ただし、空き地については、農林業用地まで対象とする合理性に乏しいことから、原則として対象から除外します。

- ② 空き家等であつて、町が対象とすべき危険な状態については、主に防災、防犯、防火及び生活環境保全に支障を及ぼす状態を判断基準としています。
- ③ 所有者等については、空き家等の管理について、責任を負うべき者の例を掲げていますが、その根拠は民法第180条（占有者）、同法第206条（所有者）、同法第896条（相続人）、同法第940条（相続放棄者）並びに同法第25条及び第952条（財産管理人（相続財産管理人））となっています。

（3） 民事による解決との関係

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

- ① 個人や法人が所有する空き家等は、その所有者や占有者等が管理義務を負わなければならないことから、問題が発生した場合は当事者間における問題解決を基本とします。
- ② 危険な状態にある空き家等の問題解決に際し、費用がかかるものについて、町がこれを負担することは、所有者等の管理放棄の助長につながるおそれもあるため、極力避けるものとします。

（4） 所有者等の責務

第4条 所有者等は、空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において当該空き家等を管理しなければならない。

そもそも民間の空き家等は、町の管理権限の及ばない財産であり、民法上、家屋等の管理者は占有者、所有者等となっており、管理に瑕疵があることにより他人に損害を与えたときには、損害を賠償する責任があります。

この意味において、法律に明文はありませんが、管理者は他人に損害を与えないように管理する義務を負うものであることから、これを明文化しました。

(5) 情報提供

第5条 何人も、空き家等が危険な状態であると認めるときは、町長に対し、当該危険な状態に関する情報を提供することができる。

町が町民などからの情報提供なしに町内全域の空き家等の実態把握をすることは困難です。このことから、何人も空き家等が危険な状態にあると認めるときは、町長に対して情報提供できる旨を定め、積極的な情報提供を期待するとともに、これを町の対策の出発点とします。

(6) 実態調査

第6条 町長は、必要に応じ、空き家等の有無を調査するものとする。

2 町長は、前条の情報提供を受け、又は空き家等が危険な状態にあると思料するときは、当該空き家等の所有者等の所在、危険な状態の程度等を調査することができる。

- ① 町長は、必要に応じて、空き家等の有無を調査するほか、空き家等の所有者等及び状態を調査しますが、次条に定める立入調査とは区別し、立入は行わず、外観等を観察することにより行います。
- ② 所有者等については、税務資料及び登記簿等により調査し、特定することとします。

(7) 立入調査

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

前条に規定する外観等の観察による実態調査だけでは、危険な状態であるか否かの判断が困難である場合があります。その場合には、より詳細な調査が必要であることから、立入調査を認める旨を定めたものです。

(8) 助言又は指導

第8条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

危険な状態にある空き家等に必要な措置について、所有者等に対して助言や指導を行うことができる旨を定めたものです。

(9) 勧告

第9条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、かつ、当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- ① 前条の助言や指導に従わない場合や緊急度が高い場合には、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる旨を定めたものです。
- ② 緊急性を要するなどの理由により、前条の助言や指導を行わずに勧告を行う場合もあります。

(10) 緊急安全措置

第10条 町長は、第8条又は前条の規定にかかわらず、空き家等の危険な状態が切迫していると認めるときは、危険な状態を回避するために必要な最低限の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 町長は、緊急安全措置を実施するときは、空き家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 第1項の場合において、町長は、緊急安全措置に要した費用を空き家等の所有者等に請求するものとする。

- ① 危険な状態が切迫しているなど、緊急に応急措置を講じなければならない危険な空き家等については、町が必要最低限の措置をとることができる旨を定めたものです。

- ② 町が講じた応急措置に係る費用は所有者等に請求することとします。

(11) 助成

第11条 町長は、第8条の助言若しくは指導、又は第9条の勧告に従って措置を講ずる者に対し、別に定めるところにより助成することができる。

- ① 第8条の助言若しくは指導、又は第9条の勧告に従って措置を講ずる者に対し、助成（補助）することができる旨を定め、対策の実効性を確保しようとするものです。
- ② 助成（補助）の要件や内容等については、別に規則（条例施行規則第7条）で規定します。【※9ページに記載】

(12) 公表

第12条 町長は、空き家等の所有者等が第9条の勧告に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- (2) 空き家等の所在地及び種別
- (3) 勧告の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- ① 空き家等の所有者等が第9条の勧告に基づく措置を期限までに講じないときは、氏名等を公表することができる旨を定め、対策の実効性を確保しようとするものです。
- ② 公表は不利益処分にあたることから、処分に際しては西会津町行政手続条例（平成8年条例第19号）に従い行います。
- ③ 勧告に従わない者全てについて公表を義務づけるものではありません。

(13) 命令

第13条 町長は、第9条の勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

- ① 空き家等の所有者等が第9条の勧告に基づく措置を期限までに講じないときは、必要な措置を講ずるよう命令することができる旨を定め、対策の実効性を確保しようとするものです。
- ② 命令は不利益処分に当たることから、処分に際しては西会津町行政手続条例に従い行います。
- ③ 勧告に従わない者全てについて公表を義務付けているものではないことから、前条の公表をせずに命令することもできます。

(14) 代執行

第14条 町長は、前条の命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

- ① 空き家等の危険な状態を回避するための最終的手段として、代執行を行うことができる旨を定めました。
- ② 代執行に当たっては、前条の命令がなされていることが前提となります。

(15) 関係機関との連携

第15条 町長は、緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察その他関係機関と必要な措置について協議することができる。

必要に応じて、警察や消防等の関係機関と緊密な連携を図り、必要な措置について協議することができる旨を定めたものです。

(16) 規則への委任

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行に関する実施基準、具体的な手続や様式などについては、規則で定めることとしました。

西会津町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（抜粋）

（補助金の交付）

- 第7条 町長は、条例第11条の規定に基づき、西会津町補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第9号。以下「補助金等交付規則」という。）及びこの規則に定めるところにより、条例第8条の助言又は指導、若しくは第9条の勧告に従って措置を講ずるものに補助金を交付する。
- 2 前項の対象となる危険な状態にある空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- (1) 本補助金の交付を受けたことがないこと。
 - (2) 3年以内に建替えをしないこと。
 - (3) 3年以内に土地の譲渡をしないこと。
 - (4) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。
- 3 第1項の補助金の額は、50万円を限度として、次に掲げる措置に要する費用の2分の1に相当する額とする。
- (1) 町内に事業所を有する解体業者が行う空き家等の解体、廃材等の運搬及び処理
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた措置
- 4 第1項の補助金の交付を申請する者は、補助金交付申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金等の返還）

- 第8条 町長は、補助金等交付規則第16条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

○「快適環境づくり条例」の概要

本町では、「住んでみたい、行ってみたい町へ」を目指し、定住促進と交流人口の拡大を総合的に推進しています。

そのためには、ゴミの無い美しい町づくりが必要不可欠ですが、町内の一部の道端などに空き缶やたばこの吸い殻などが捨てられていたり、犬のふんが放置されているなど、町民や町外者に不快感を与えている現状であります。

このことから、本町の良好な環境を維持することを目的に「**快適環境づくり条例**」を定め、平成26年10月1日から本条例をスタートすることにいたしました。

対象となるものは？

空き缶やペットボトルなどの飲食料品の容器やたばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずなど、捨てられ、放置されることにより散乱の原因となるものをいいます。
また、犬のふんの放置についても対象としました。

対象者は？

町民だけでなく、通勤・通学者や旅行者など町内に滞在する方も対象としました。

町民・事業者・行政の役割は？

町民（滞在者を含む）は、空き缶等の持ち帰りや飼い犬のふん等を適正に処理を行い、町の施策に協力をしていただきます。

事業者は、事業活動に伴って生じた空き缶等を散乱させない措置や消費者へのポイ捨て防止の啓発、自動販売機の販売者等は、空き缶等の回収容器を設置し、適正に管理するなど町の施策に協力をしていただきます。

町は、快適な環境を保持するための環境美化に必要な施策を推進していきます。また、ポイ捨てなどをした方に対しては、状況に応じて助言又は指導、勧告、命令などの行政指導（立入調査を含む）を行います。

罰則規定があります

規定に違反し、命令に従わなかった方や立入調査など正当な理由がなく拒む方に対しては、条例に定めるところにより3万円以下若しくは2万円以下の過料を科す旨を定めました。

西会津町快適環境づくり条例逐条解説

(1) 目的

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。

この条例は、本町の総合計画の3本柱の一つである『人と自然にやさしいまちづくり』の中の「快適環境づくりの推進」に基づき、環境の美化を進めるため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱などに係る対策及び手続を定めるものです。

(2) 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (3) 町民等 町内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他の町内に滞在し、若しくは町内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。

① 捨てられ、又は放置されることにより、美観を損ねる飲食料品の容器やたばこの吸い殻、ガムのかみかすなどを空き缶等として定義しました。

② 町内に居住する者だけでなく通勤・通学者や旅行者なども町民等としてこの条例の対象としました。

(3) 町の責務

第3条 町は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止や犬のふんの放置防止など、環境

美化に必要な施策の推進に努めなければならない町の責務を明文化しました。

(4) 町民等の責務

第4条 町民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を散乱させないように努めなければならない。

2 町民等は、犬を所有又は管理する場合、犬のふんその他の処理、清掃など適切な飼養に努めなければならない。

3 町民等は、町が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に係る施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

家庭外で自ら生じさせた空き缶等の持ち帰りや飼い犬のふん等の処理、さらには町の施策への積極的な協力などの町民等の責務を明文化しました。

(5) 事業者の責務

第5条 事業者は、事業活動に伴って生じる空き缶等を散乱させないように当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う者は、消費者に対しポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業活動に伴って生じる空き缶等を散乱させない措置や消費者に対するポイ捨て防止の啓発などの事業者の責務を明文化しました。

(6) 重点区域の指定

第6条 町長は、空き缶等の散乱又は犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

空き缶等の散乱などを特に防止する必要がある区域を重点区域に指定することができる旨を定めたものです。また、重点区域を指定・変更・解除する際には告示しなければならない旨も定めました。

(7) 施策の重点実施

第7条 町長は、重点区域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱又は犬のふんの放置防止に係る必要な施策を重点的に実施するものとする。

重点区域における空き缶等の散乱防止などの施策を重点的に実施する旨を定めたものです。

(8) ポイ捨て及び犬のふんの放置の禁止

第8条 何人も、公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設（以下「公共の場所等」という。）に、ポイ捨てをしてはならない。
2 犬の所有者（所有者以外の者が飼養又は管理をする場合は、その者を含む。）は、犬が公共の場所等でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰らなければならない。

何人も公共の場所等においてポイ捨てや犬のふんの放置をしてはならない旨を定めたものです。

(9) 飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止

第9条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）による飲食料品の販売者及び持ち帰り飲食料品の販売者は、規則で定めるところにより、空き缶等の回収容器（以下「回収容器」という。）を設置し、これを適正に管理しなければならない。
2 公共の場所等において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

- ① 自動販売機の販売者等は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない旨を定めたものです。
- ② 公共の場所等において宣伝物等を配布した者は、配布物が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない旨を定めたものです。

(10) 助言又は指導

第10条 町長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、助言又は指導を行うことができる。

ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止について必要と認めるときは、関係者に対し、助言や指導を行うことができる旨を定めたものです。

(11) 勧告

第11条 町長は、第9条第1項の規定に違反して、回収容器を設置していない者又はこれを適正に管理していない者に対して、期限を定めて、同項に定める回収容器の設置又は適正管理を行うよう勧告することができる。

2 町長は、第9条第2項の規定に違反して、散乱した宣伝物を速やかに回収する等の必要な措置を講じなかった者に対して当該措置を講ずるよう勧告することができる。

第9条の規定に違反した者に対しては、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる旨を定めたものです。

(12) 命令

第12条 町長は、第8条第1項の規定に違反してポイ捨てをした者に対して、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

2 町長は、第8条第2項の規定に違反して飼い犬のふんを放置した者に対して、ふんを回収し、持ち帰るべきことを命ずることができる。

3 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第8条の規定に違反し、ポイ捨てや犬のふんを放置した者や前条の勧告に基づく措置を期限までに講じなかった者に対し、必要な措置を講ずるよう命令することができる旨を定めたものです。

(13) 立入調査等

第13条 町長は、第9条第1項の規定に違反して、回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない土地若しくは建物に、その指定する職員を立ち入らせて調査させ、又は同項に規定する販売者若しくは関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

第9条第1項の規定に違反し、回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない場所に、職員に立入調査を行わせることができる旨を定めたものです。また、関係者に対して必要な報告を求めることができる旨も定めました。

(14) 職員による助言、指導、勧告、命令、質問

第14条 町長は、その指定する職員に第10条の規定による助言又は指導、第11条第2項の規定による勧告若しくは第12条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

町長は指定する職員に各条の規定による助言、指導、勧告、命令を行わせることができる旨を定めたものです。また、関係者に対し質問をさせることができる旨も定めました。

(15) 身分証明書の携帯等

第15条 第13条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により助言又は指導、勧告、命令又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 第13条の規定による立入調査の権限又は前条の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第13条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により助言、指導、勧告等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない旨を定めました。

(16) 罰則

第16条 次の各号に該当する者は、3万円以下の過料を科する。

- (1) 第9条第1項の規定に違反し、第12条第3項の規定による命令に従わなかった者
 - (2) 第13条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (3) 第13条の規定による報告の求めを正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告を行った者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料を科する。
- (1) 第8条第1項の規定に違反し、第12条第1項の規定による命令に従わなかった者
 - (2) 第8条第2項の規定に違反し、第12条第2項の規定による命令に従わなかった者
 - (3) 第9条第2項の規定に違反し、第12条第4項の規定による命令に従わなかった者

各条の規定に違反し、命令に従わなかった者や立入調査や報告の求めを正当な理由なく拒むなどした者に対して罰則として3万円以下若しくは2万円以下の過料を科す旨を定めたもので、規制の実効性を確保しようとするものです。

(17) 両罰規定

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

法人等の従業者等が前条の違反行為をした場合には、その法人等に対しても同様の過料を科す旨を定めたもので、規制の実効性を確保しようとするものです。

(18) 規則への委任

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行に関する実施基準、具体的な手続きや様式などについては、規則で定めることとしました。【※17ページに記載】

西会津町快適環境づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西会津町快適環境づくり条例(平成26年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置等を要しない自動販売機)

第2条 条例第9条第1項の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置された自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外の者が利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置された自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他町長が空き缶等のポイ捨てのおそれがないと認める場所に設置された自動販売機

(回収容器)

第3条 条例第9条第1項の規則で定めるところにより設置する回収容器は、次の各号に掲げるすべての要件を備えるものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料品の容器等の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 安全性があり、かつ、飲食料品の容器等の投入が容易なものであること。

2 回収容器は、飲食料品の容器等を回収するために適当な場所で、かつ、町民等の通行の妨げにならない場所に設置しなければならない。

3 回収容器は、常に破損がなく、かつ、飲食料品の容器等の回収に支障のない容量及び投入しやすい状態を保つよう管理しなければならない。

(勧告)

第4条 条例第11条第1項の規定による勧告は、回収容器設置(適正管理)勧告書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による勧告は、散乱宣伝物回収等勧告書(様式第2号)により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第12条第3項の規定による命令は、回収容器設置(適正管理)命令書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第12条第4項の規定による命令は、散乱宣伝物回収等命令書(様式第4号)により行うものとする。

(立入調査員証)

第6条 条例第15条第1項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第5号)とする。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

【問い合わせ先】

福島県耶麻郡西会津町役場 町民税務課 町民生活係

TEL (0241) 45-2215 (直通)

FAX (0241) 45-4150